

特定非営利活動法人日本良縁家族協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本良縁家族協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都八王子市南大沢四丁目15番地1-501に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して、結婚及び家族関係に関する学習、相談及び情報提供を行い、自己理解と相互理解を促すことにより、互いを尊重し安心して家庭を築ける社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 自己理解・関係形成支援事業
- (2) 家族関係相談支援事業
- (3) 情報提供・普及啓発事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上5人以下

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任者が選任されていない場合には、同日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算に関する事項

(5) 事業報告及び決算に関する事項

(6) 役員の選任等に関する事項

(7) 入会金及び会費に関する事項

(8) 長期借入金に関する事項

(9) 事務局の組織等に関する事項

(10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。)によって、総会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項及び第49条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した理事は、第35条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

(1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

(2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

(3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度、理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第48条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、以下の事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)したときは、総会において選任する場合を除き、理事がその清算人となる。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定するもののうちから総会において議決したものに帰属するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 佐桑史基

副理事長 水野欽也

理事 福島國太郎

監事 古原治奈

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員(個人・団体) 0円 賛助会員(個人・団体)0円

(2) 年会費 正会員(個人・団体)0円 賛助会員(個人・団体)0円

役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人日本良縁家族協会

1 確認事項(法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

- ☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)
- ☒各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	役名	(フリガナ)		報酬の有無	役職名等
		氏名			
1	理事	サクワフミキ		無	理事長
		佐桑史基			
2	理事	ミズノキンヤ		無	副理事長
		水野欽也			
3	理事	フクシマコタロウ		無	
		福島國太郎			
4	監事	コハラハルナ		無	
		古原治奈			

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人日本良縁家族協会

1 事業実施の方針

結婚や家族形成を考える人に対し、自己理解と相互理解を深める個別支援を行うとともに、夫婦・親子その他の家族関係に関する相談支援及び情報提供を行う。令和8年度は、オンラインによる個別支援の実施体制を整え、YouTube、note及びブログによる情報発信を開始し、持続的な活動基盤を築く。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【55】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
自己理解・関係形成支援事業	結婚や家族形成を考える人に対し、自己理解のための個別分析1回とコーチング2回を組み合わせたオンライン個別プログラムを提供する。	成立の日から令和9年3月まで(随時、延べ30回)	オンライン	2名	年齢を問わず、主として初婚を考える一般市民	10名	35
家族関係相談支援事業	夫婦・親子その他の家族関係について、課題整理、目標設定及び行動の振り返りを行うオンライン個別相談を提供する。	成立の日から令和9年3月まで(随時、延べ8回)	オンライン	2名	結婚や家族形成を考える人及び家族関係の改善を望む一般市民	8名	15
情報提供・普及啓発事業	自己理解、夫婦関係、親子関係及び家族内コミュニケーションに関する情報を、YouTube、note及びブログで発信する。	成立の日から令和9年3月まで(期間中12件程度)	オンライン	2名	広く一般市民(不特定多数)	100名	5

令和9年度

事業計画書

特定非営利活動法人日本良縁家族協会

1 事業実施の方針

令和8年度に整えた実施体制を基盤として、自己理解・関係形成支援及び家族関係相談支援の実施件数を増やす。利用者の振り返りを踏まえて支援内容を改善するとともに、YouTube、note及びブログによる情報提供を充実させ、継続的で利用しやすい支援体制を確立する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【168】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
自己理解・関係形成支援事業	令和8年度の実施結果を踏まえて標準プログラムを改善し、自己理解のための個別分析1回とコーチング2回を組み合わせたオンライン個別プログラムを提供する。	通年(随時、延べ60回)	オンライン	2名	年齢を問わず、主として初婚を考える一般市民	20名	105
家族関係相談支援事業	夫婦・親子その他の家族関係について、課題整理、目標設定及び行動の振り返りを行うオンライン個別相談を提供する。	通年(随時、延べ16回)	オンライン	2名	結婚や家族形成を考える人及び家族関係の改善を望む一般市民	16名	45
情報提供・普及啓発事業	自己理解、夫婦関係、親子関係及び家族内コミュニケーションに関する情報を、YouTube、note及びブログで継続的に発信する。	通年(年間24件程度)	オンライン	2名	広く一般市民(不特定多数)	150名	18

令和8年度 特定非営利活動に係る事業会計活動予算書

成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人日本良縁家族協会

(単位:円)

科目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益		
1 受取会費		0
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		198,000
自己理解・関係形成支援事業収益	150,000	
家族関係相談支援事業収益	48,000	
情報提供・普及啓発事業収益	0	
5 その他の収益		0
受取利息	0	
雑収益	0	
経 常 収 益 計		198,000
【B】 経 常 費 用		
1 事業費		
(1)人件費		0
給料手当	0	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2)その他経費		55,000
相談実施謝金	30,000	
オンラインシステム利用料	5,000	
資料・コンテンツ制作費	10,000	
広報費・事業用消耗品費	10,000	
事業費計		55,000
2 管理費		
(1)人件費		0
役員報酬	0	
給料手当	0	
福利厚生費	0	
(2)その他経費		14,600
通信費	4,800	
事務用消耗品費	4,200	

支払手数料・雑費	5,600	
	0	
管理費計		14,600
経常費用計		69,600
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		128,400
【C】経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
【D】経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		128,400
法人税、住民税及び事業税・・・④	70,000	
設立時正味財産額・・・⑤	0	
次期繰越正味財産額③-④+⑤		58,400

令和9年度 特定非営利活動に係る事業会計活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人日本良縁家族協会

(単位:円)

科目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益		
1 受取会費		0
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		396,000
自己理解・関係形成支援事業収益	300,000	
家族関係相談支援事業収益	96,000	
情報提供・普及啓発事業収益	0	
5 その他の収益		0
受取利息	0	
雑収益	0	
経 常 収 益 計		396,000
【B】 経 常 費 用		
1 事業費		
(1)人件費		0
給料手当	0	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2)その他経費		168,000
相談実施謝金	72,000	
オンラインシステム利用料	24,000	
資料・コンテンツ制作費	36,000	
広報費・事業用消耗品費	36,000	
事業費計		168,000
2 管理費		
(1)人件費		0
役員報酬	0	
給料手当	0	
福利厚生費	0	
(2)その他経費		43,000
通信費	12,000	
事務用消耗品費	10,000	

支払手数料・雑費	9,000	
会議費	12,000	
管理費計		43,000
経常費用計		211,000
当期経常増減額【A】-【B】…①		185,000
【C】経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
【D】経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】-【D】…②		0
税引前当期正味財産増減額①+②…③		185,000
法人税、住民税及び事業税…④	70,000	
前期繰越正味財産額…⑤	58,400	
次期繰越正味財産額③-④+⑤		173,400

特定非営利活動法人日本良縁家族協会 設立趣旨書

現代の日本社会では、少子化・人口減少が深刻な社会課題となる中、未婚率の上昇と晩婚化が続いています。結婚を希望しながらも出会いの機会に恵まれない人々は増加の一途をたどり、その背景には、人間関係の希薄化、価値観の多様化、地域コミュニティの弱体化といった構造的な問題があります。

一方、婚姻後においても、夫婦間のコミュニケーション不足や価値観のすれ違いを原因とする関係の悪化は後を絶たず、子どもを取り巻く家庭環境の不安定化は、次世代の健全な育成にも深刻な影を落としています。

こうした状況の中、私たちは、自己理解と相互理解を深めるための教材の一つとして、四柱推命をはじめとする東洋の伝統的知見を活用します。これは特定の思想・信条を広めるものではなく、心理学的なコミュニケーション手法等と併せて用いる対話の素材であり、参加者に特定の判断を強いるものではありません。この知見を自己理解の手がかりとして活かすことで、単なるマッチングにとどまらない、学び合いを通じた縁づくりと家族の絆づくりを支援します。

私たちが目指すのは、「良縁」を人生を共に歩むパートナーシップの出発点として捉え、婚前から婚後まで一貫して寄り添う支援の場を地域に根ざした形で創ることです。性別にかかわらず結婚を希望するすべての人が自分らしく婚活に取り組み、また婚姻後も夫婦・親子が互いを尊重し、安心して家庭を築き次世代を育てられる社会の実現に貢献したいと考えています。

私たちが任意団体ではなく特定非営利活動法人の設立を目指すのは、相談者・参加者に対する社会的信用と安心を確保し、公共施設の利用や自治体・社会福祉協議会・男女共同参画センター等との連携を進めるうえで法人格が不可欠であり、また情報公開制度を通じて事業の非営利性と公益性を制度的に担保するためです。こうした理念のもと、私たちは特定非営利活動法人日本良縁家族協会を設立し、自己理解・関係形成支援事業・家族関係相談支援事業・情報提供・普及啓発事業の三本柱を通じて、社会教育の推進及び男女共同参画社会の形成に寄与してまいります。

令和8年6月20日

設立代表者

氏名 佐桑史基